

大井田地区振興会規約

(名称)

第1条 本会は、大井田地区振興会と称し、事務局を大井田コミュニティセンターに置く。

(目的)

第2条 本会は、地区住民の連携と協調及び協働を進め、大井田地区住民の振興を図ることを目的とする。

(会員)

第3条 本会は、大井田地区住民を会員とする。

(事業)

第4条 本会は第2条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 地区住民の安心、安全、防災等に関すること。
- (2) 地区の産業、教育、文化、体育、福祉等の振興に関すること。
- (3) 地区の道路、河川、治山、治水等の整備促進に関すること。
- (4) 地区の公園等環境整備に関すること。
- (5) 地区の要望等の取りまとめ、請願、陳情に関すること。
- (6) その他本会の目的達成に必要なこと。

(役員)

第5条 本会は、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 常任委員 40名以内
- (4) 監事 2名

(役員選出)

第6条 本会の役員選出は、次のとおりとする。

- (1) 会長、副会長は、常任委員会で推薦し、総会の承認を得る。
- (2) 常任委員は、地区惣代及び町内会長（市政事務嘱託員等）並びに公民館分館、地区福祉会、地区消防団、青少協、交通安全協会、地区体協、青年の会、防犯協会、大井田の郷公園等の代表とし、総会の承認を得る。
- (3) 監事は、総会において選出する。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- (1) 他の役職をもつての常任委員は、その役職の任期中とする。
- (2) 役員に欠員が生じたときは後任を選任することができるものとし、その任期は前任者の残任期間とする。
- (3) 役員は、その任期満了後も、後任者が就任するまでその職務を行う。

(役員の任務)

第8条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理するとともに、本会の会計、事務局等の職務を分担する。
- (3) 常任委員は、総会及び常任委員会に出席し、その決定事項を推進する。
- (4) 監事は、本会の会務、会計を監査し、総会で報告する。

（役員の報酬）

第9条 役員には報酬を支給することができる。また、その職務執行に必要な費用を弁償することができる。

（顧問）

第10条 本会に顧問を置くことができる。顧問は、常任委員会の承認を得て会長が委嘱する。

（総会）

第11条 総会は、定期総会及び臨時総会とし、本会の最高議決機関とする。また、総会は、役員及び代議員をもって構成し、代議員の数は別に定める。

（1） 定期総会は、年1回会長が招集し、本会の事業計画、予算、決算、その他必要事項を審議する。議事は、出席代議員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところとする。

（2） 臨時総会は、会長が必要と認めたとき及び常任委員の三分の二以上の請求があったときに開催する。

（3） 総会は、代議員の二分の一以上の出席をもって成立する。委任状がある場合は、出席数とする。

（常任委員会）

第12条 常任委員会は、会長が随時召集し、第2条及び第4条に関する事項を審議、決定する。また、会議は、過半数の出席で成立し、出席者の過半数の賛否をもって決定する。

（部会及び特別委員会）

第13条 本会は、地区振興の事業を推進するため、必要な委員会あるいは部会及び特別委員会を設置することができる。また、委員会、部会等の委員は、常任委員会の承認を得て会長が委嘱する。

（経費）

第14条 本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもってこれにあてる。

（会計年度）

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり3月31日に終わる。

（規約の改廃）

第16条 本規約の改正は、総会の議決を得る。

（その他）

第17条 本規約に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

本規約は、平成24年4月10日から施行する。

＜参考＞ 町内別代議員数（会員世帯数を四捨五入し、10世帯に1人の代議員とする。）

町内名	代議員数	町内名	代議員数	町内名	代議員数
南新田1	4(44)	四日町新田3	8(81)	四日町3	8(77)
南新田2	6(55)	四日町新田4	5(53)	四日町4	5(51)
南新田3	5(49)	四日町中原	9(87)	尾崎	7(69)
四日町新田1	4(39)	四日町1	5(53)	五軒新田	6(57)
四日町新田2	5(50)	四日町2	9(87)	合計	86(852)

※世帯数は平成26年4月現在